

訪日外国人市場の拡大と国際競争力強化に関する要望

平成20年9月11日

東京商工会議所

世界経済が激しく変化する中、我が国の経済社会も的確かつ機敏な対応が求められている。国内においては人口減少の局面を迎えたが、新たな需要を創出し経済成長を持続させるためには「迎え入れる国際化」を強力に推進しなければならない。

東京は2016年オリンピック競技大会の立候補都市に承認された。日本への五輪招致を実現することは「開かれた国づくり」を加速させる絶好の契機となる。海外から多くの旅行者を受入れることは国際相互理解を増進し、政治・外交面に貢献するのみならず、地域経済活性化の起爆剤となる。

国は観光立国推進基本計画を策定し、観光庁が創設されることで観光施策を総合的かつ計画的に実施する体制が整うことになる。世界経済のダイナミクスを余すことなく吸収するためには更なる政策対応が望まれるところであり、今般、訪日外国人市場の拡大と国際競争力強化に関して下記の通り要望する。

記

1. 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成

(1) 産業観光の流通促進および需要喚起

東京を中心とした首都圏には、伝統技術やハイテクなどの技術資源が集積しており、これらを最大限に活かした産業観光の流通促進は、訪日外国人市場の新たな需要喚起とリピーター促進につながる。「ニューツーリズム創出・流通促進事業」のプロモーションの実施にあたっては、国内旅行の需要喚起のみならず、外国人旅行者獲得に向けた海外への展開も図られたい。

(2) 観光圏整備法における積極的な市場化支援

観光圏整備法の認定事業においては、外国人旅行者を意識した旅行商品化と流通促進が重要であり、特に海外旅行業者の旅行商品造成に直結する戦略的かつ効果的な情報発信等のプロモーションを実施されたい。

(3) 都内主要訪問地の観光拠点としての整備促進

我が国の玄関口である東京には訪日外国人の5割以上が訪れ、新宿、銀座、渋谷などの商業集積地や皇居、明治神宮などが主要訪問地となっている。しかしながら、外国人旅行者の受入れ体制は十分とは言えず、地域資源を生かした魅力が作られていないため、観光地として自治体等が整備する際の支援措置を検討されたい。

(4) 商店街の文化的評価と観光資産としてのPR強化

日本人の生活文化に対する外国人旅行者の関心は高く、主要な訪日動機となっている。都内の商店街は、我が国独特の生活スタイルを外国人旅行者に伝える観光資産と捉え、“商店街文化”として評価し、その魅力をさらに高めるソフト面での支援とともに海外に向けたPRの強化を実施されたい。

(5) アジアを代表する“水都・東京”の広域開発

東京は江戸時代以来の水路が残るほか、湾岸地域も含め豊富な水辺を有する水都である。これらの水辺地域は観光拠点化を目指して整備するとともに、水上交通のネットワーク化を図る際の棧橋の整備と広域連携の取組み支援、船舶運航に関する規制の緩和を図られたい。

(6) 空港の利便性向上とアクセスの改善

羽田の再拡張に合わせて国際線枠の一層の確保を図るとともに、外国人旅行者の入国時の移動が円滑となるようC I Q（税関・出入国管理・検疫）の改善や、首都圏空港間アクセスの利便性向上に努められたい。またターミナルおよび主要な観光スポットにおけるバスやハイヤー等の駐車スペースを整備していただきたい。

2. 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成

(1) 通訳案内士の需給アンバランスの是正

通訳案内士の現状をみると訪日旅行者が多いアジア圏言語の登録者の絶対数が少ない。訪日旅行者へのサービスの品質は保ちつつも、試験合格者の裾野拡大に向けたPRのさらなる強化、即戦力につながる試験内容の充実、資格取得後の知識・技能のブラッシュアップへの支援などを通じて、訪日旅行者の動向に応じた通訳案内士の確保に努められたい。

また地域限定通訳案内士制度のさらなる活用方法についても検討されたい。

(2) 地域における語学力向上のための支援

アフターコンベンション対応などにおいて、外国語が通用する都市となるべく、宿泊施設等が周辺の物販・飲食施設等に対して行う外国語の教育など、民間事業者の連携による受入れ体制の整備に対する支援措置を検討されたい。併せて各地の取組み事例を収集し、他地域で参考となるよう情報提供を図られたい。

(3) 観光産業における高度職業人の育成

特に観光産業においては、「サービス産業（ホスピタリティ産業）」としての経営戦略やマーケティング戦略、財務管理や組織運営などのビジネススキルを兼ね備えた人材の確保と育成が喫緊の課題であり、産学官連携によるインターンシップモデル事業の推進はもとより、高度職業人を育成するための多様なプログラム開発に取り組まれたい。

3. 国際観光の振興

(1) 入国に関する規制緩和

東アジア地域におけるビザ制度の緩和により、同地域からの訪日旅行者は着実に増加している。特に今後も大きな成長が見込まれる中国については、欧州、豪州、韓国ではすでに個人ビザが解禁されており、国際的な観光地間競争力を強化するうえでも、個人ビザの解禁やそれ以外に課せられている規制についての緩和措置を検討されたい。

(2) 国際会議誘致の促進および施設整備

国際会議の誘致活動や交流事業においては、自治体等に対して国と日本政府観光局が連携して支援にあたりるとともに、開催都市と他都市との連携促進に努められたい。また誘致競争においては、公式参加者に対する入国障壁の有無が重視されていることから、空港におけるVIPルートの活用など特別な配慮も検討されたい。

また諸外国の国際会議場と比較して我が国には同等の機能を持つ施設がない。大規模な国際会議場を首都圏に整備することは、我が国の国際競争力を高めることにつながるため、自治体が行う施設整備に対する特段の支援措置を検討されたい。

(3) 外国人旅行者に対する危機管理及び医療対応への支援

災害や事故の際、外国人旅行者に対しての対応や誘導がスムーズに行われるよう仕組みを構築するとともに、対応にあたる現場の自治体や交通事業者等は負担が大きいことから必要な支援措置についても検討されたい。

(4) 個人型旅行に対応した案内表示・ツールシステムの整備

個人型旅行が増加傾向にある中で、外国人旅行者が広域に分散する観光地を安心・安全・快適に周遊できるための情報提供が必要であることから、携帯情報端末（PDA）による情報提供システムの構築と、海外キャリア携帯電話の日本での使用における利便性向上に向けた具体的施策の検討に取組まれない。また個人旅行はレンタカーの利用もあることから、道路標識の多言語化の推進やストリート表示のあり方についても検討されたい。

(5) 外国人旅行者に対する案内表示・情報提供のユニバーサル化

訪日外国人が年齢・国籍を問わず不便なく行動できるよう、公共施設や交通機関、飲食店等における看板や案内表示について、外国人の視点による外国語表示、ピクトグラム化を推進すべきである。

(6) 姉妹提携都市との観光交流促進

姉妹都市間の交流促進は、当該自治体のみならず国レベルの友好を深めることにも寄与するものの、提携後の交流が活発でない例も見られる。開かれた国づくりを推進するためにも、大使館や総領事館との連携の下、提携都市間の交流を促進する機会の創出等を検討されたい。

4. その他の事項

(1) 観光庁が担うべき役割

観光庁は観光立国を推進する中核機関として、訪日外国人2000万人時代を想定したビジョンを国民にわかりやすく示すとともに、関係省庁が保有する機能や資源を最大限に活用するためのリーダーシップを発揮し、官民の人的交流も含めたきめ細かい情報共有の仕組みを構築すべきである。また観光庁と日本政府観光局の関係においては、限られた資源を効果的かつ効率的に活用するべく機能の重複を避け、一層の事業予算を確保されたい。

(2) 日本政府観光局の機能強化

日本政府観光局の海外拠点、現在13箇所までとその設置数に制限があり、諸外国の政府観光機関の海外拠点数との比較においても不十分であることは否めない。国際競争力強化の観点からも抜本的な組織体制の見直しも視野に入れた機能強化を検討されたい。

(3) 2016年オリンピック大会の東京招致に向けた支援

東京は国際オリンピック委員会により2016年オリンピック大会の立候補都市に承認されたが、招致を実現するためには我が国の魅力を世界に向けて強力に発信することが肝要となる。ビジット・ジャパン・キャンペーンなど訪日外国人の誘致に向けた海外プロモーションの実施に際しては五輪の招致活動と相乗効果を生み出す工夫を検討されたい。

(4) 東商の役割

東商としても訪日旅行者獲得への取組みを新たなビジネスチャンスとして捉え、地域の観光産業活性化につながる役割を果たすべく、「東京商工会議所 観光・ビジネス推進コンソーシアム」事業に取り組む計画であり、首都圏内に点在する新旧の観光資源と産業経済を海外にアピールし、国際的な観光と産業経済の交流促進を目指すものである。同事業を訪日外国人の観光ルートに対応すべく広域展開することも視野にいれていることから、特段のご支援、ご協力をお願いしたい。

また東商が23区に所在する支部組織を通じて行う地域の観光振興事業や、多様な観光関連機関とのネットワーク形成とその連携活動についても支援をお願いしたい。

以上

平成20年度第10号 平成20年9月11日 第596回常議員会決議
